

反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、社会の秩序や安全を確保するため、下記のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を徹底いたします。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- (1) 当社は、反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
- (2) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、担当する役職員の安全確保に努めます。
- (3) 当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から暴力追放運動推進センター、警察及び弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
- (4) 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- (5) 当社は、いかなる理由があっても、事実を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
- (6) 当社は、反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

- (1) 対応総括部門の設置
総務部庶務課を対応統括部門として、不当な要求などの事案ごとに関係部と協議のうえ、対応いたします。
- (2) 外部の専門機関との連携
暴力追放運動推進センター、所轄警察署及び顧問弁護士等、外部の専門機関と連携して対応いたします。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理
総務部庶務課において、反社会的勢力に関する情報を一元管理し、反社会的勢力に該当するかどうか確認を行います。
- (4) 対応マニュアルの整備
「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、対応担当部署だけでなく、関係部署にも配布いたします。
- (5) 研修活動の実施
社内研修を通じて周知・徹底を行います。